

公益法人制度改革10周年と学協会

2018年11月8日(木)

日本学術会議 講堂

公益財団法人公益法人協会

理事長 雨宮 孝子



本日お話しさせていただく項目

I 公益法人制度改革10周年の現状

- 1 新公益法人制度と旧制度の相違
- 2 平成29年度公益法人の現状と特徴

II 成果と問題点

- 1 成果
- 2 問題点

III 制度改革が必要な問題点

- 1 その根拠と論点
- 2 財務三基準

IV 学協会の問題点

- 1 法人化
- 2 学会の連携にかかわる問題

I 公益法人制度改革10周年の現状

1 新公益法人制度と旧制度の相違

(1) 旧公益法人制度

旧公益法人制度では、主務官庁による裁量的な許可制(国際交流は外務省、社会福祉は厚生労働省**etc.**)

- 1) 法人の新規設立が難しい
- 2) 公益性の判断基準が不明確
- 3) 公益とは言い難い法人が混在

(2) 新公益法人制度の特徴

- 1) 主務官庁制の廃止
- 2) 公益性の有無に関係なく登記のみで(準則主義)一般法人設立可
- 3) 公益目的の定義や認定基準の法定化
- 4) 法人の各機関の役割と責任の法定化
- 5) 情報公開
- 6) 税制優遇

3)公益目的の定義や認定基準の法定化

<公益目的事業(22項目)>

①学術・科学技術	⑫人種差別の防止根絶
②文化・芸術	⑬思想・信教等の自由尊重
③障害者・災害被害者等	⑭男女共同参画等良い社会形成
④高齢者福祉	⑮国際相互理解の促進
⑤就労支援	⑯環境保護
⑥公衆衛生向上	⑰国土の利用保全整備
⑦児童・青少年育成	⑱国政の健全な発展
⑧勤労者福祉向上	⑲地域社会の健全な発展
⑨教育・スポーツ	⑳経済活性化・国民生活安定
⑩犯罪防止・治安維持	㉑エネルギー等の安定供給
⑪事故・災害防止	㉒消費者利益の擁護等

<公益認定基準(18項目)>

公益目的事業を行うことを主たる目的(1号)
経理的基礎・技術的能力(2号)
特別の利益(3号・4号)
投機的取引・公序良俗(5号)
収支相償(6号)【特定費用準備資金・資産取得資金】【指定正味財産】
公益目的事業の実施に支障(7号)
公益目的事業比率(8号)
遊休財産規制(9号)
三分の一基準(10号・11号)
会計監査人(12号)
役員報酬の支給基準(13号)
社員資格等(14号)
株式保有(15号)
不可欠特定財産(16号)
取消・解散時の財産贈与(17号・18号)

6) 税制優遇

● 公益法人の事業に対する税制上の優遇措置

① 公益目的事業の非課税の特例(法人税)

- ・法人税法上の収益事業(34業種)から生じた所得でも、公益目的事業と認定されれば非課税
- ・収益事業から公益目的事業に支出した金額は「みなし寄附」とされ損金算入(課税対象は23.2%(所得金額年800万円以下の場合は15%))

② 利子・配当等に係る所得税の特例(所得税)

- ・非課税とされている

③ 特定の学資としての資金の貸付に係る消費貸借契約書の印紙税の特例

- ・非課税(租特 § 91の3)

●寄付者に対する税制上の優遇措置

①個人が支出する寄付金の特例

- ・ 所得税

個人が特定公益増進法人に寄付金を支出した場合、寄付者は寄付金の額(所得の40%が上限)から2000円を控除した金額を所得控除できる(所得税法78条の1)

- ・ 税額控除

個人が運営組織及び事業活動が適正であること並びに市民から支援を受けていることにつき一定の要件(いわゆるPST要件)を満たしていることの証明を受けた公益法人に対して寄付金を支出した場合、寄付者は寄付金の額(所得の40%が上限)から2,000円を控除した額の40%相当額(その年分の所得税額の25%が上限)について所得控除できる(租税特別措置法41条の18の3、租税特別措置法施行令26条の28の2)。

税額控除が適用される公益法人に対し寄付した場合は、所得控除または税額控除のいずれかを選択して、その適用をうけることができる。

②法人が支出する寄付金(法人税)

企業などの法人が特定公益増進法人に支出した寄付金については、一般寄付金の損金算入限度額とは別に損金算入限度額が設けられている。両限度額を合算した額がその法人の損金算入限度額とされる。

【特別損金算入限度額】

所得金額の6.25%+資本金等の額の0.375%) $\times 1/2$

【一般寄付金の損金算入限度額】

(所得金額の2.5%+資本金等の額の0.25%) $\times 1/4$

●公益法人に対する寄附税制の拡充等

<制度施行当初>

<現在>

【フローに関する寄附税制】

所得税

- ・公益法人に対する寄附に対し、一定の控除が行える
- ・寄附金控除の適用下限額は、5,000円
- ・控除の方法は、所得金額から一定額を控除する方法(所得控除)のみ



所得税

- ・寄附金控除の適用下限額は、2,000円
- ・所得控除に加え、税額控除制度を創設(所得控除との選択制に)
→その後、税額控除対象法人となるためのPST要件を緩和

個人住民税

- ・公益法人に対する寄附に対し、一定の控除が行える
- ・寄附金控除の適用下限額は、5,000円



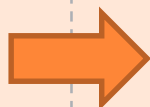
個人住民税

- ・寄附金控除の適用下限額は、2,000円

【ストックに関する寄附税制】

みなし譲渡所得税

- ・公益法人に対する現物資産の寄附のうち、一定の要件を満たすとして国税庁長官の承認を受けたものについては、みなし譲渡所得税が非課税となる。



みなし譲渡所得税

- ・公益法人が基本財産を不可欠特定財産とする等の要件を満たす場合に、申請手続きを簡素化
- ・公益法人に寄附財産を、行政庁の確認を受けた「基金」に組み入れる等の場合に、申請手続きを簡素化、資産の買換えに係る要件等を一部緩和

2 平成29年度公益法人の現状と特徴(内閣府公益法人の概況調査より)

(1) 現在の公益法人数及び移行一般法人数

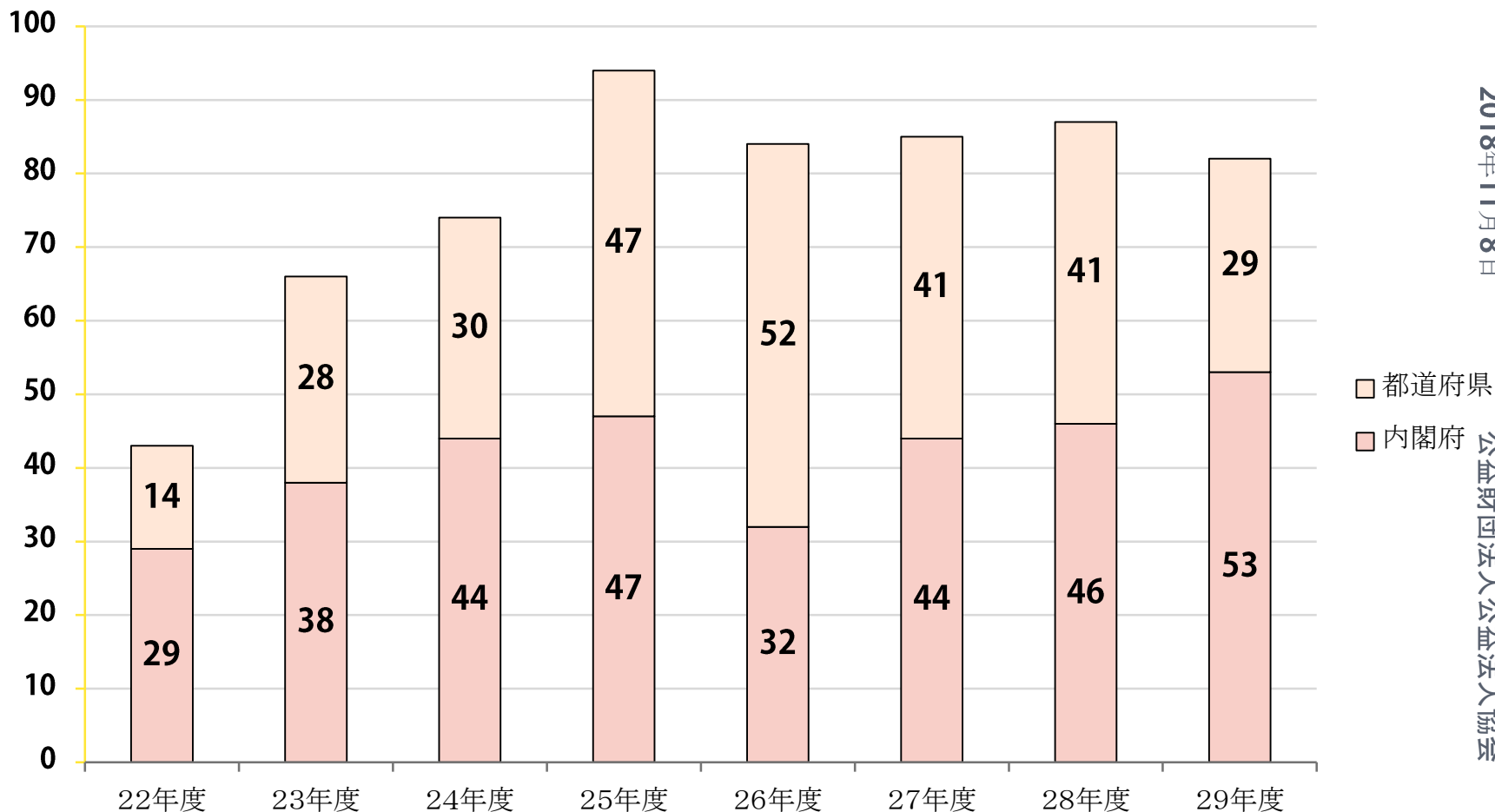
【公益法人数】

(平成29年12月1日時点)

	区分	社団	財団	合計
内閣府	公益	799	1,641	2,440
	移行一般※	689	871	1,560
都道府県	公益	3,353	3,700	7,053
	移行一般※	4,170	2,953	7,123
合計	公益	4,152	5,341	9,493
	移行一般※	4,859	3,824	8,683

※公益目的支出計画を実施している法人

【新規法人数】

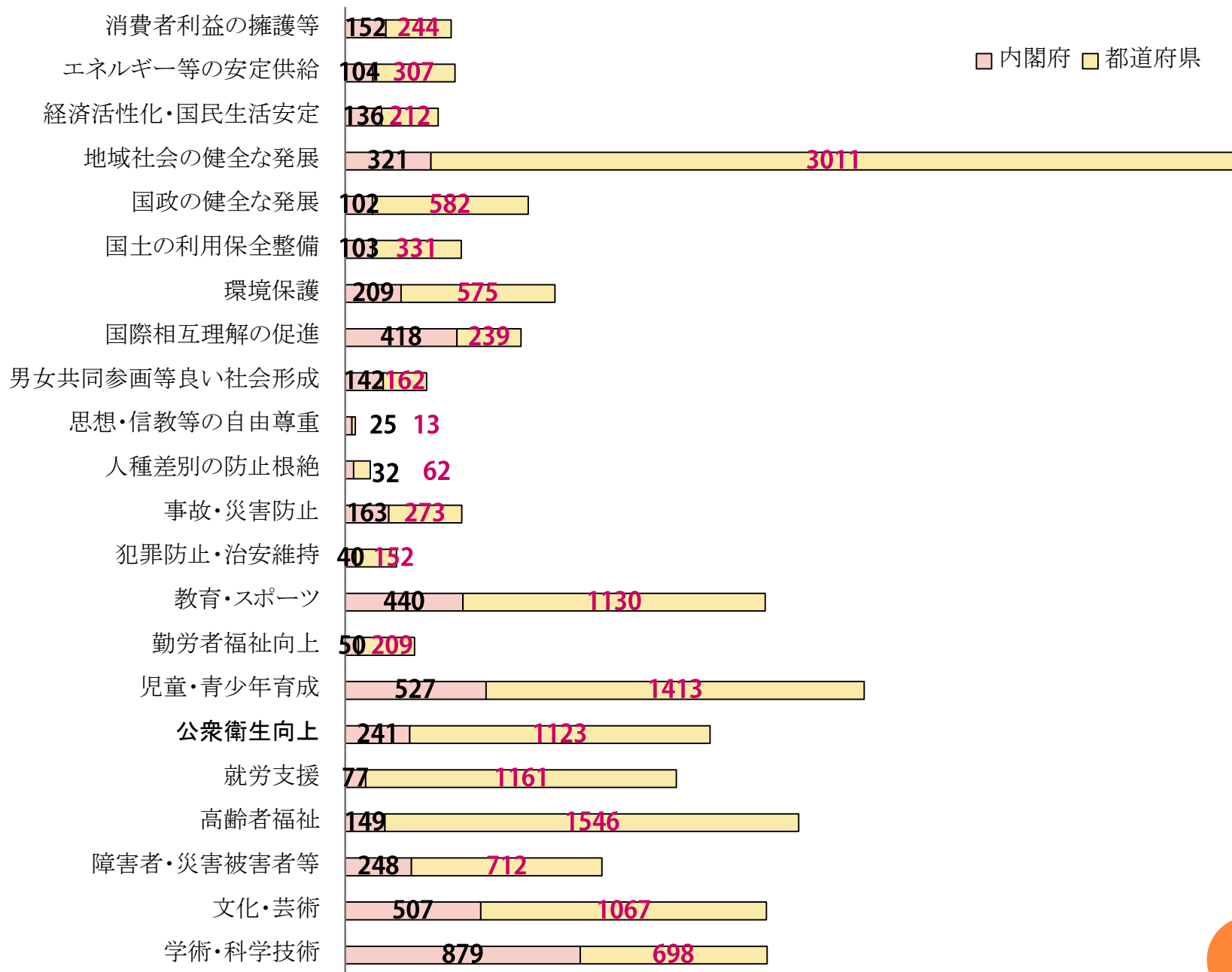


2018年11月8日

公益財団法人公益法人協会

年度(平成)	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
内閣府	29	38	44	47	32	44	46	53
都道府県	14	28	30	47	52	41	41	29
合計	43	66	74	94	84	85	87	82

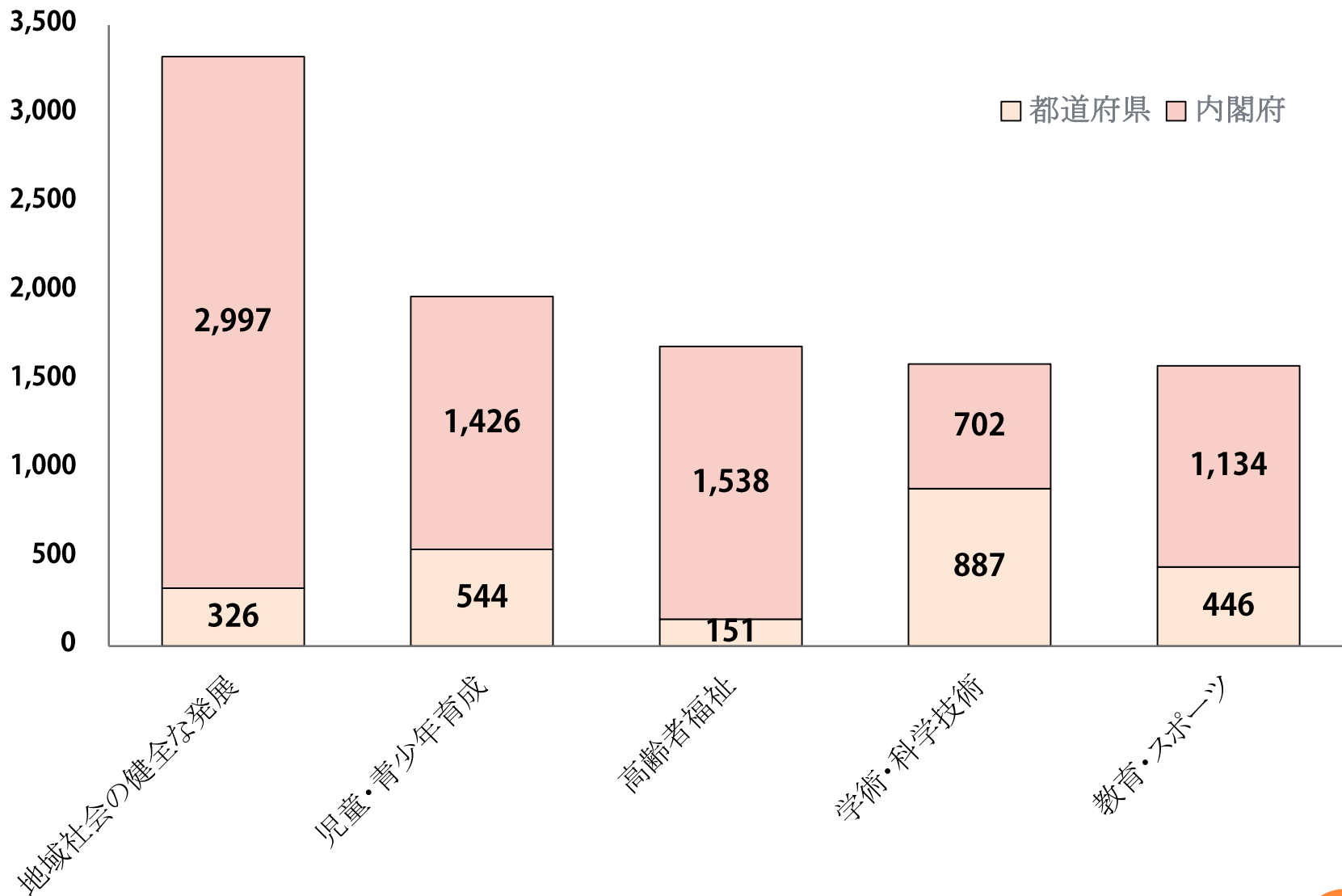
(2) 公益目的(活動分野別)法人数



2018年11月8日

公益財団法人公益法人協会

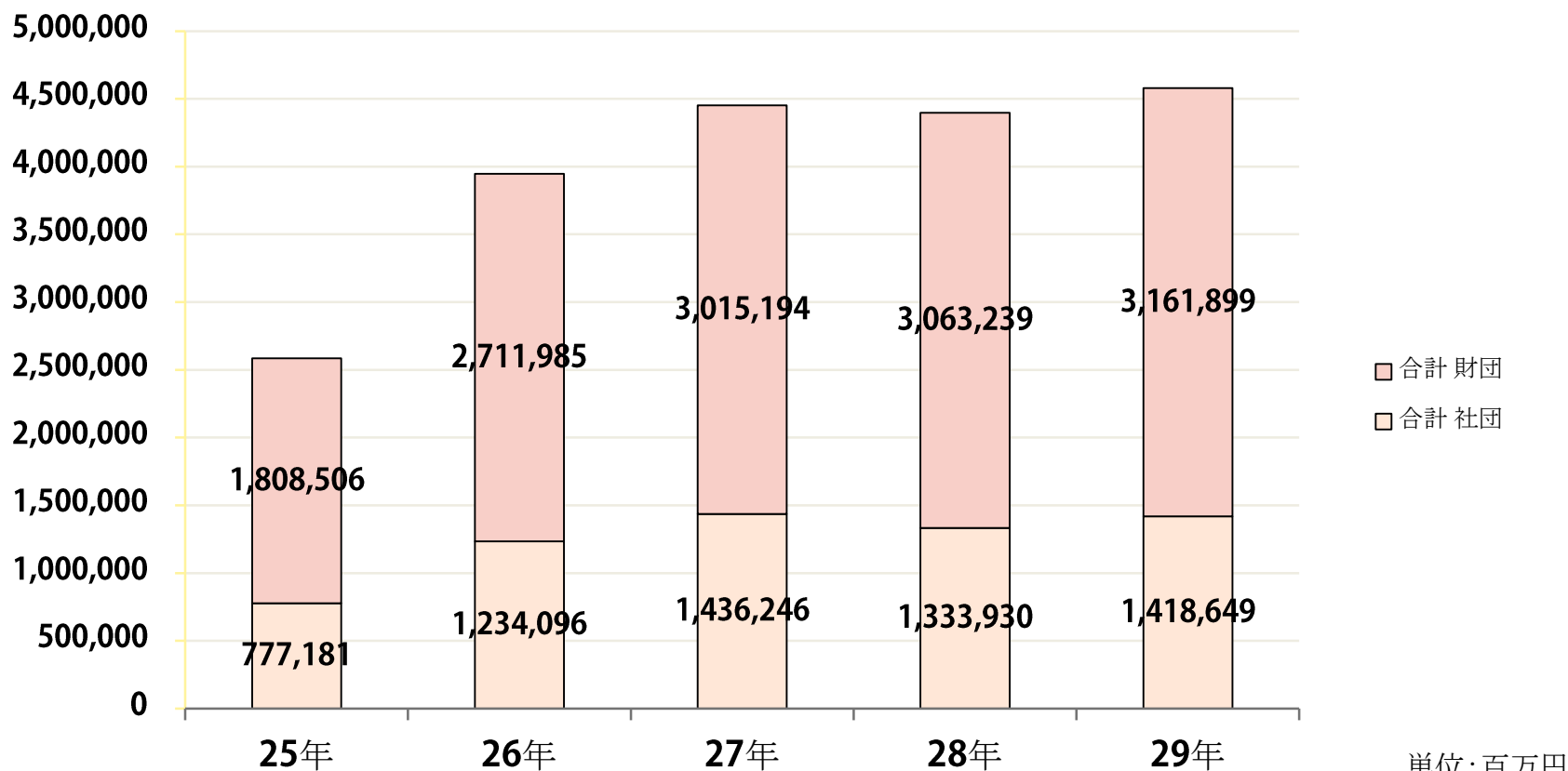
【うち上位5分野の法人数】



2018年11月8日

公益財団法人公益法人協会

(3) 公益目的支出額



年(平成)		25年	26年	27年	28年	29年
内閣府	社団	322,649	505,950	636,679	540,027	577,867
	財団	655,465	928,142	1,078,743	1,108,701	1,204,909
	計	978,114	1,434,092	1,715,422	1,648,728	1,782,776
都道府県	社団	454,532	728,146	799,567	793,903	840,782
	財団	1,153,041	1,783,843	1,936,451	1,954,538	1,956,990
	計	1,607,573	2,511,989	2,736,018	2,748,441	2,797,772
合計	社団	777,181	1,234,096	1,436,246	1,333,930	1,418,649
	財団	1,808,506	2,711,985	3,015,194	3,063,239	3,161,899
	計	2,585,687	3,946,081	4,451,440	4,397,169	4,580,548

【公益目的事業支出額 上位10法人】

行政庁	法人名称	公益目的事業 費用額(千円)	設立年 (西暦)
内閣府	(公社)地域医療振興協会	115,085,561	1986
内閣府	(公財)日本国際教育支援協会	82,868,062	1957
内閣府	(公財)私立大学退職金財団	81,392,357	1981
内閣府	(公社)日本アイトープ協会	59,454,453	1951
東京都	(公財)東京都保健医療公社	53,819,797	1988
岡山県	(公財)大原記念倉敷中央医療機構	53,649,457	1923
内閣府	(公社)日本医師会	48,041,675	1916
内閣府	(公財)都道府県会館	46,958,916	1948
内閣府	(公財)日本容器包装リサイクル協会	44,078,452	1996
内閣府	(公財)日本財団	42,109,355	1962

※内閣府「平成29年公益法人の概況」より

(3) 公益目的事業支出額 **4兆5805億円**

(4) 常勤理事+常勤監事+常勤職員 = 常勤役職員数
常勤理事8,997人+常勤監事86人+常勤職員203,255人
=21万2338人

(5) 資産規模

総額**27兆225億9,500万円**

【資産規模 上位10法人】

行政庁	法人名称	資産の額 (千円)	設立年
内閣府	(公財) 日本国際教育支援協会	3,802,570,357	1957
内閣府	(公財) 原子力環境整備促進・資金管理センター	1,047,516,044	1976
内閣府	(公財) 自動車リサイクル促進センター	943,247,400	2000
内閣府	(公財) 教育資金融資保証基金	772,278,985	1978
内閣府	(公社) 日本医師会	516,601,462	1916
内閣府	(公財) 石橋財団	367,013,440	1956
内閣府	(公財) 日本財団	290,783,443	1962
内閣府	(公財) ポーラ美術振興財団	261,075,489	1996
内閣府	(公社) 日本歯科医師会	260,474,348	1903
内閣府	(公財) 私立大学退職金財団	218,879,199	1981

2018年11月8日

公益財団法人協会

(6) 寄附金

内閣府所管	2,068億3,400万円
都道府県所管	940億3,600万円
合計	3,008億7,000万円
公益社団法人で寄付金を集めていない	57.8%
公益財団法人で寄付金を集めていない	41.3%

【寄附金収入額 上位10法人】

行政庁	法人名称	寄附金額 (千円)	設立年
島根県	公益財団法人ホシザキグリーン財団	27,011,470	1990
内閣府	公益財団法人前川財団	25,643,785	2014
内閣府	公益財団法人上原記念生命科学財団	20,433,000	1985
内閣府	公益財団法人日本ユニセフ協会	17,693,547	1955
福岡県	公益財団法人余慶会	17,555,000	2015
内閣府	公益財団法人鉄道総合技術研究所	11,411,919	1986
内閣府	公益財団法人AOKI財団	8,533,730	2011
内閣府	公益財団法人上廣倫理財団	7,000,000	1987
内閣府	公益財団法人TAKEUCHI育英奨学会	6,568,677	2015
内閣府	公益財団法人トランスコスモス財団	5,232,000	1991

2018年11月8日

公益財団法人公益法人協会

II 新公益法人制度の成果と問題点

1 成果として

(1) 公益法人の主体的なガバナンスの強化
(法人自治・自己責任)

(2) 公益事業の変更可、資産運用の変更可

(3) 情報開示の制度化

(4) 税制優遇

2 問題点

- (1) 法人自治・自己責任といっても問題が起きると行政庁に告発
- (2) 事業の変更につき、変更届でよいのか変更認定なのかわかりにくい
定期提出書類が複雑で、小規模法人では対応できない
- (3) 情報公開されても社会における公益法人の理解が進んでいない
- (4) 税制優遇(特に寄付金優遇)があっても積極的に使われていない

Ⅲ 制度改正が必要な問題点

1 その根拠と論点

(1) 公益法人・一般法人に対するアンケート調査結果

公益法人を選択して後悔している理由／困っている理由(複数回答可)

回答	2017年調査	2018年調査
1. 収支相償で事業活動が制限される	673 (42.4%)	1,056 (43.1%)
2. 公益目的事業比率の制限で事業活動が制限される	263 (16.6%)	363 (14.8%)
3. 遊休財産の規制がある	301 (19.0%)	408 (16.6%)
4. 立入検査など行政庁の監督が続く	305 (19.2%)	443 (18.1%)
5. 毎年の事業報告・事業計画書の作成	-	313 (12.8%)
6. 毎年の計算書類・予算書の作成	-	251 (10.2%)
7. 変更認定申請・変更届出の手続き	-	533 (21.7%)
8. 毎年の定期提出書類の作成事務負担が大きい	767 (48.4%)	1,015 (41.4%)
9. 適正な機関運営(社員総会／評議員会、理事会など)	191 (12.0%)	229 (9.3%)
10. 特になし	446 (28.1%)	689 (28.1%)

出所:公益法人協会が毎年実施している「公益法人・一般法人の運営および寄附等に関するアンケート調査結果報告書」より作成。

回答法人数:2017年1,586法人、2018年2,452法人

(2) 新規公益認定法人が少ない

(3) 財務3基準の問題

2 財務三基準

(1) 収支相償(認定法5条6号、14条)

1) 定義と意義

「その行う公益目的事業について当該公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれるものであること」(認定法第5条6号)

「公益法人は、その公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならない」(認定法第14条)

意義

公益目的事業は不特定多数の者の利益増進に寄与すべきものであるから、これに充てるべきを最大限に活用して、無料かできるだけ低廉な対価を設定して受益者の範囲を拡大することが求められる。

2) 用語としての収支相償

当初は実費弁償

収支相償という用語がつかわれた他の法律

日本開発銀行(現日本政策投資銀行)旧定款19条1項「政府の貸付金の利子、付属諸費用および資産運用を償うに足るように・・・」開発銀行の人は、これを収支相償と呼んでいる。ほかに東洋経済新報社刊行金融辞典375頁～376頁に日本開発銀行について加藤孝造氏曰く【貸付金利は収支相償の原則に基づき、原資コスト及び事業運営上の諸コストを償うに足りるように、民間の金利を基準に定められている(鈴木勝治 公法協コラム10月号)】。ここでいう収支相償と同じ意味とは考えられない。

また、そもそも収支相償が公益性の認定基準といえるのかも疑問である。

3) 黒字を計画的に積み立てて使用する仕組み

① 特定費用準備資金

将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用(事業費・管理費に計上されるもの。引当金の対象となるものを除く)に充てるために保有する資金(規則18条)

② 資産取得資金

特定の財産の取得または改良に充てるために保有する資金(規則22条3項)

- 4) 収支相償を計算するとき、公益目的事業収入とそれに係る経費を見るべきではないか。寄付金収入は入れるべきではないと考えられる。
- 5) そもそも使途が指定された寄付金等について、会計上、特別に取り扱う仕組み(指定正味財産)が存在する。
- 6) 剰余金に対して、今後どのように扱うかの確な説明があればよいのではないか。

(2) 遊休財産額が1年間の公益目的事業費を超えないこと (5条9号)

遊休財産額とは「公益目的事業または公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他の業務若しくは活動のために現に使用されておらず、かつ、引き続きこれらのために使用されることが見込まれない財産として内閣府令で定めるもの(16条2項)

(3) 公益目的事業比率が50%以上(5条8号)

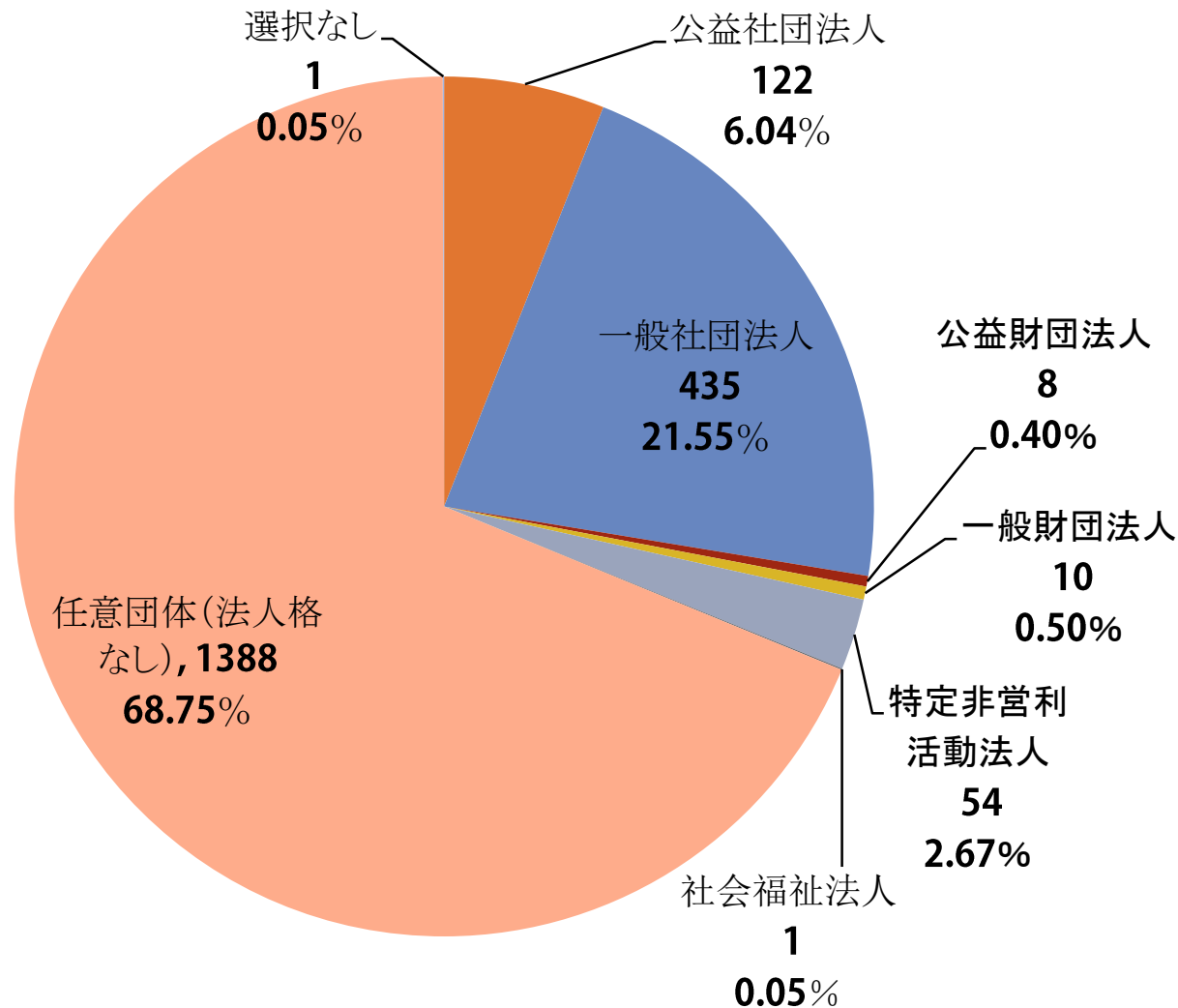
公益法人は、毎事業年度における公益目的事業比率が50%以上となるように公益目的事業を行わなければならない(15条)

IV 学協会の問題点

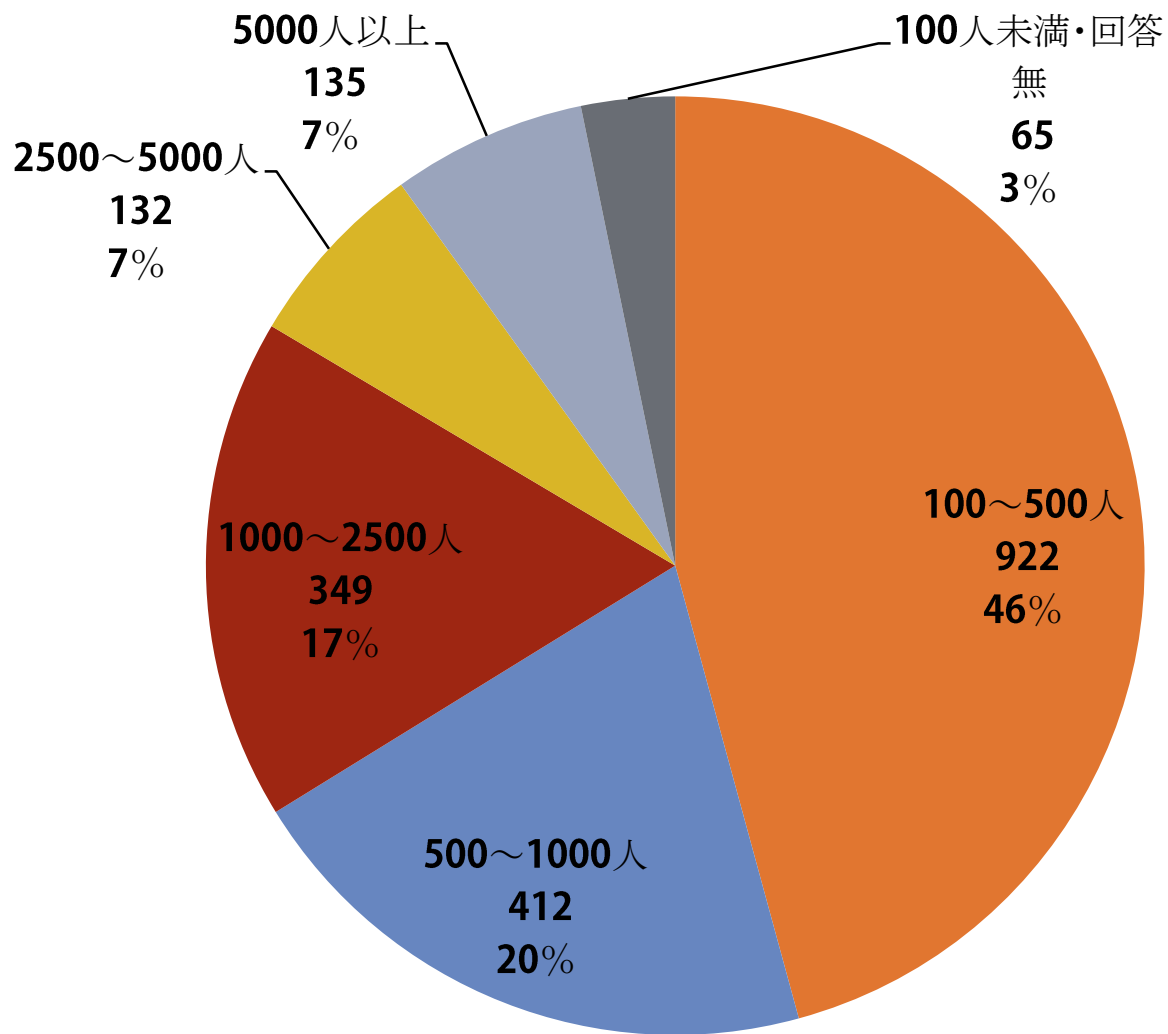
1 法人化

学協会の現況—直近の調査結果から

① 法人格の状況



② 法人規模(会員数)の分布



[データ出所]平成29年度日本学術会議協力学術研究団体実態調査結果(平成30年作成)

(1) 小規模ゆえの問題、任意団体の問題

任意団体の利点:誰からも監督されない。
ただし税務調査が入る可能性はある。

任意団体の欠点:会費等の金銭の保管が個人のものか団体のものか
不明確

銀行口座:かつては任意団体でも会計責任者名で口座を開くことは可能
であったが、一般法人が簡易に設立できるようになると拒否
されるケースが出てきている。

一般法人を設立し、かつ小規模の場合、会計担当の常勤理事を置く
ことが困難。

(2) 公益認定を受けたのちの問題

特に小規模法人の場合、常勤の職員や理事を置くことが難しい。

定期提出書類の複雑さ

役員の変更登記等事務が面倒である。

役員会の本人出席、過半数出席が困難な場合がある。

学会を持ち回りで行っている法人は事務所をどこに置くのか。

学会総会、広く社会に公開するといってもどこまで専門性を貫けるか。

期の途中で会費が入金された場合、収支相償原則に反し大幅な黒字が出ることもある。

資産の運用方法によっては、急に株価が下がった場合、遊休財産が1年では足りない場合がある。

収益事業を過大にやっている学会(貸会議場業等)、公益事業50%以上をカバーできない場合がある。

2 学会の連携にかかわる問題

複数の学会が連携して、より高度の研究成果を求めて事業を行う場合や世界規模の学会連携を行う場合の問題点。

会計を分別管理し、事業を継続できないか。